

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業

許可申請書作成のための手引き

(令和元年 1 2 月改訂版)

秋 田 県

この手引きは、秋田県内で特別管理産業廃棄物の収集運搬の営業を行う場合に必要な許可申請を行うための手引きです。秋田市内で積替え保管を含む特別管理産業廃棄物の収集運搬の営業を行う場合は、別に秋田市長の許可が必要です。

許可申請手続きにあたっての注意事項

1. この手引きは、法改正等により内容を随時更新します。利用の際は、最新のものであることを確認してください。
2. 秋田県知事の許可は、秋田県内で「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の営業を行う場合に限りです。ただし、秋田市内で積替え保管を含む営業を行う場合については、別に秋田市長の許可が必要です。
3. 許可申請は県の各保健所で受け付けます。郵送による申請の受け付けはしません。
保健所へ来所されるときには、あらかじめ電話等で予約をしてください。
変更及び更新の許可申請は、新規許可申請を行った県の保健所で受け付けます。
(県外業者の方の申請窓口については、2～3頁を御覧ください。)
4. 申請書の提出部数は1部ですが、保管用に控えを1部作成してください。
5. 更新許可申請は、許可の有効年月日の2ヶ月前より受け付けます。
有効年月日の間近に申請を受理した場合、法の規定により許可が失効することはありませんが、更新後の新しい許可証が手元にない期間が生じるおそれがあります。
期間に余裕をもって、概ね30日前までに申請してください。
6. 申請書を提出する前に、記入に漏れや誤りがないか確認してください。
また、申請書類の内容に疑問点がある場合など、追加資料の提出を求めることがあります。
7. 更新又は変更の許可申請にあたって、従前の申請内容に関する変更届出等の手続きが適正に行われていない場合は、不許可処分となる場合があります。
8. 不許可となった場合でも、申請手数料は返還しません。
9. 県外の事業者の方で、郵送による許可証の送付を希望する場合は、申請時に郵便物の配達状況を確認できる返信用封筒（角形2号、書留郵便料金相当分の切手貼付）やレターパック等を提出してください。
10. 更新、変更等に係る許可証を交付する際には、旧許可証を回収します。
許可証交付時には、必ず旧許可証を持参又は返送してください。

第 1 章 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

- (1) 秋田県内全域（秋田市含む。）で積替え保管を除く特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、秋田県知事の許可を受けなければなりません。
秋田市内においてのみ特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る積み卸し作業を実施する場合には、秋田県知事又は秋田市長の許可を受けなければなりません。
- (2) 秋田県内（秋田市を除く。）で積替え保管を含む特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、積替え保管を含む収集運搬業について秋田県知事の許可を受けなければなりません。
- (3) 秋田市内で積替え保管を含む特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、秋田県知事の許可とは別に秋田市長の許可を受けなければなりません。
- (4) 取得すべき許可の具体例について（積替え保管を行う場合を除く。）

運 搬 先 (卸す場所) 排 出 元 (積み込む場所)	秋 田 県 (秋田市を除く)	秋 田 市	秋田県及び秋田市以外
秋 田 県 (秋田市を除く)	秋田県知事の許可	秋田県知事の許可	秋田県知事の許可 及び運搬先の都道府県 知事等*の許可
秋 田 市	秋田県知事の許可	秋田県知事の許可 又は 秋田市長の許可	秋田県知事又は 秋田市長の許可及び 運搬先の都道府県 知事等*の許可
秋田県及び秋田市以外	秋田県知事の許可 及び排出元の都道府 県知事等*の許可	秋田県知事又は 秋田市長の許可及び 排出元の都道府県 知事等*の許可	排出元及び 運搬先の都道府県 知事等*の許可

※ 政令で指定する市にあっては市長

- 許可の有効期間は5年間です。ただし、更新許可申請の際に、優良事業者としての条件を満たす場合は、許可の有効期間が7年間となります。詳細は申請先の県の保健所にお問い合わせ下さい。
- 秋田県外で発生する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）を秋田県内に搬入し処分する場合には、「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年12月秋田県条例第75号)」に基づく手続きが別途必要となります。

手続の窓口：秋田県生活環境部環境整備課 TEL 018-860-1624

第 2 章 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請窓口について

秋田県知事の許可を取得しようとする方は、次の窓口に申請してください。

(1) 本店所在地又は住所(主たる事務所)が、秋田県内にある場合

(a) 収集運搬業(積替え保管を除く)の申請

本店所在地又は住所を管轄する県の保健所に申請してください。

(b) 収集運搬業(積替え保管を含む)の申請

積替え又は保管の用に供する施設の設置場所を管轄する県の保健所に申請してください。

(2) 本店所在地又は住所(主たる事務所)が、秋田県外にある場合

(a) 収集運搬業(積替え保管を除く)の申請

秋田県内に支店等がある場合は、その所在地を管轄する県の保健所に申請してください。

秋田県内に支店等がない場合は、いずれの県の保健所においても申請が可能です。

(b) 収集運搬業(積替え保管を含む)の申請

積替え又は保管の用に供する施設の設置場所を管轄する県の保健所に申請してください。

○ 「管轄する県の保健所」については、次ページの「許可申請窓口一覧」をご覧ください。

○ 変更許可申請、更新許可申請、各種届出については、前回、許可申請を行った県の保健所が窓口となります。

(参考)

秋田市長の許可を取得しようとする場合は、下記に相談してください。

[秋田市環境部廃棄物対策課]

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 TEL 018-888-5713

許可申請窓口一覧

市 町 村	管轄保健所（申請先）
大館市 鹿角市 鹿角郡小坂町	大館保健所（北秋田地域振興局大館福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-5601 大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1 TEL 0 1 8 6 - 5 2 - 3 9 5 4（直通）
北秋田市 北秋田郡上小阿仁村	北秋田保健所（北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 - 1 TEL 0 1 8 6 - 6 2 - 1 1 6 5（代表）
能代市 山本郡三種町、八峰町、藤里町	能代保健所（山本地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒016 -0815 能代市御指南町 1 - 1 0 TEL 0 1 8 5 - 5 2 - 4 3 3 1（直通）
秋田市※ 男鹿市、潟上市 南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町、 大潟村	秋田中央保健所（秋田地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 1 7 2 - 1 TEL 0 1 8 - 8 5 5 - 5 1 7 3（直通）
由利本荘市 にかほ市	由利本荘保健所（由利地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒015-0001 由利本荘市水林 4 0 8 TEL 0 1 8 4 - 2 2 - 4 1 2 1（直通）
大仙市 仙北市 仙北郡美郷町	大仙保健所（仙北地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒014-0062 大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2 TEL 0 1 8 7 - 6 3 - 3 6 8 3（直通）
横手市	横手保健所（平鹿地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒013-0033 横手市旭川 1 丁目 3 - 4 6 TEL 0 1 8 2 - 3 2 - 4 0 0 5（代表）
湯沢市 雄勝郡羽後町、東成瀬村	湯沢保健所（雄勝地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒012-0857 湯沢市千石町 2 丁目 1 - 1 0 TEL 0 1 8 3 - 7 3 - 6 1 5 7（直通）

注）秋田県知事の許可を取得しようとする場合に限りです。

第3章 申請書の添付書類について

許可申請書には、次の書類を添付してください。

	新規		更新・変更		添 付 書 類
	法人	個人	法人	個人	
①	○	○	○	○	事業計画の概要を記載した書類（様式第1～5面）
②	○	○	△	△	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図 ・運搬車両については、正面・横を撮影した写真（様式第6面） ・運搬容器を使用するときは、その図面又は写真等（様式第7面） ・積替保管施設があるときには、上記図面及び設計計算書等
③	○	○	△	△	②に掲げる施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類 ・運搬車両については車検証の写し (リース車両等のときは、さらに賃貸契約書等の写しが必要) ・運搬車両の駐車場に係る土地登記簿謄本等及び公図の写し (借地のときは、さらに賃貸契約書等の写しが必要) ・積替保管施設があるときは、その土地の登記簿謄本等 (借地のときは、さらに賃貸契約書等の写しが必要)
④	○	○	○	○	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可講習修了証の写し
⑤	○	○	○	○	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第8面）
⑥	○		○		直前3年の各事業年度における次の書類 ア 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 イ 法人税の確定申告書の写し ウ 法人税の納税証明書(税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」)
⑦		○		○	資産に関する調書（様式第9面） 直前3年の次の書類 ア 所得税の確定申告書の写し イ 所得税の納税証明書(税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」)
⑧	○		○		定款又は寄附行為の写し 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
⑨		○		○	住民票の写し(本籍地の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの) 法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」という。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
⑩	○	○	○	○	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（様式第10面）
⑪		○		○	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人に係る次の書類 ア 住民票の写し(本籍地の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの) イ 精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
⑫	○		○		役員（相談役、顧問等を含む。）に係る次の書類 ア 住民票の写し(本籍地の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの) イ 精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
⑬	○		○		5/100以上の株主又は出資者に係る次の書類(⑫と重複する者は省略可) ア 住民票の写し(本籍地の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの) イ 精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ウ 法人現在事項全部証明書等（株主又は出資者が法人のとき）

⑭	○	○	○	○	申請者に政令で定める使用人がある場合は、その者に係る次の資料 ア 住民票の写し(本籍地の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの) イ 精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
---	---	---	---	---	--

○：必ず添付が必要。△：その内容に変更がない場合に限り、添付を要しない。

申請書の作成にあたっては、併せて、チェックリスト及び記入例も参考としてください。

以下、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を取り扱う場合					
	新規		更新・変更		添付書類
	法人	個人	法人	個人	
⑮	○	○	△	△	運搬容器の構造図（運搬容器の基準・選定は環境省が作成した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従うこと。）
⑯	○	○	△	△	連絡設備等の概要を記載した書類
⑰	○	○	△	△	事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類
⑱	○	○	○	○	その業務に直接従事する者が廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集運搬を的確に行うに足りる十分な知識及び技能を有することを示す書類 ・PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会の修了証

○：必ず添付が必要。△：その内容に変更がない場合に限り、添付を要しない。

○許可講習修了証の写し

許可講習会の修了者は、原則として、申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(除く監査役)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である必要があります。これら以外の者が講習を受講しようとする場合などはあらかじめ保健所にご相談ください。

○精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)を添付してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

○登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明）

証明書の発行手続きは、最寄りの法務局・地方法務局（支局・出張所含む。）にお尋ねください。なお、東京法務局のホームページからも御覧になれます。

(URL) http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

[参考] (R1.12月現在)

- ☐ 「(秋田)地方法務局」においては、直接窓口で手続きを行った場合に、発行されます。

〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎

秋田地方法務局戸籍課 電話 018-862-6531 (代表)

- ☐ 郵送で申請する場合は、「東京法務局」のみの取扱いとなります。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1234

○先行許可証

新規・更新・変更許可申請において、過去5年以内に先行許可証があり、かつ、先行許可に添付された住民票の写しの本籍・住所等の記載事項に変更がない場合、先行許可証の提出により、⑨～⑭の書類の添付が不要です。

ただし、その際は住民票の写し（本籍の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの）のコピーを添付し、許可申請の際は先行許可証の原本を持参してください。

また、添付を不要とした書類であっても、内容について確認する必要がある場合には追加書類の提出を求める場合があります。

○有価証券報告書

直前の事業年度（優良事業者においては直前の2事業年度）に係る有価証券報告書を添付した場合は、⑥及び⑧の書類を省略することができます。

○各種証明書等の有効期限

許可申請書に添付する各種証明書等（登記事項証明書、登記簿謄本、住民票の写し等）は、申請書提出前の3ヶ月以内に発行されたものとしてください。

○優良事業者の確認

優良事業者に該当するとして更新許可申請を行う場合は、上記以外にも添付書類が必要となります。詳細については、申請先の窓口にご相談下さい。

○申請手数料（R1.12月現在）

申請手数料の納付は、秋田県証紙でお願いします。なお、手数料は次のとおりです。

- － 新規許可 81,000円
- － 更新許可 74,000円
- － 変更許可 72,000円

秋田県証紙は、各保健所内の「秋田県食品衛生協会支所」でも取り扱っていますので、申請にあたり現金を持参していただいても結構ですが、不在のがありますので事前に確認してください。
--

第4章 許可取得後の注意事項

次のいずれかに該当する場合には、その廃止又は変更の日から10日以内に届出をしなければなりません。（ただし、法人が名称又は役員等を変更したために登記事項証明書を添付する場合は30日以内です。）

（1）収集若しくは運搬の事業の全部若しくは一部を廃止したとき。

（2）次の事項を変更したとき。

- ① 住所
- ② 氏名又は名称
- ③ 次に掲げる者
 - イ 法定代理人
 - ロ 法人の役員
 - ハ 法人の5/100以上の株主又は5/100以上の出資者
 - ニ 政令で定める使用人
- ④ 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
- ⑤ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
- ⑥ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類
 - ニ 積替えのための保管上限
 - ホ 保管の高さ
- ⑦ 秋田市における積替え保管を含む収集運搬業の許可の有無

なお、「事業範囲」を変更する場合には、変更許可が必要となります。

【事業範囲の変更】

- ① 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を追加するとき。
- ② 収集運搬業者において、新たに積替え保管を行うとき。

○ 廃止・変更届出及び変更許可申請は、許可申請を行った県の保健所が窓口となります。

○ 廃止・変更届出書及び申請書の様式は、各保健所に備え付けてあります。

様式は、秋田県公式ウェブサイト「[美の国あきたネット](#)」の生活環境部環境整備課のページからダウンロードすることも可能です。

(参考資料 1)

欠格要件について

許可の申請をする者が次のいずれかに該当するときは、許可できませんのでご注意ください。

また、欠格要件に該当するに至った場合は、2週間以内にその旨を届け出る必要があります。

①	精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者
②	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
④	次のいずれか ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に基づく処分 ・ 浄化槽法及び同法に基づく処分 ・ 大気汚染防止法及び同法に基づく処分 ・ 騒音規制法及び同法に基づく処分 ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び同法に基づく処分 ・ 水質汚濁防止法及び同法に基づく処分 ・ 悪臭防止法及び同法に基づく処分 ・ 振動規制法及び同法に基づく処分 ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律及び同法に基づく処分 ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び同法に基づく処分 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法に基づく処分 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。） に違反し、又は ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行） 第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫） 第247条（背任） ・ 暴力行為等処罰ニ関スル法律 の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑤	次のいずれか ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2 （第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。） ・ 浄化槽法第41条第2項 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 （許可を取り消された者が法人である場合には、その法人の役員^{*1}であった者で取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

⑥	次のいずれか ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2 (第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。) ・ 浄化槽法第41条第2項 の規定による許可の取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止等を届出した者で、当該届出の日から5年を経過しない者
⑦	⑤に規定する期間内に事業の全部の廃止等の届出があった場合において、⑤の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員 ^{※1} 若しくは政令で定める使用人 ^{※2} 又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人 ^{※2} であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
⑧	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（改善命令等不履行、立入検査拒否又は忌避等）
⑨	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
⑩	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑧までのいずれかに該当するもの
⑪	法人でその役員 ^{※1} 又は政令で定める使用人 ^{※2} のうちに①から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
⑫	個人で政令で定める使用人 ^{※2} のうちに①から⑧までのいずれかに該当する者のあるもの
⑬	暴力団員等がその事業活動を支配するもの

※1 役員とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者（5/100以上の株主又は出資者）を含みます。

※2 政令で定める使用人とは

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

特別管理産業廃棄物の種類

- ・政令第2条の4第1号廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・政令第2条の4第2号廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。）
- ・政令第2条の4第3号廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。）
- ・政令第2条の4第4号（感染性廃棄物である汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、政令第2条第13号廃棄物）
- ・政令第2条の4第5号イ（廃PCB等）
- ・政令第2条の4第5号ロ（PCB汚染物）
- ・政令第2条の4第5号ハ（PCB処理物）
- ・政令第2条の4第5号ニ（廃水銀等）
- ・政令第2条の4第5号ホ（指定下水汚泥及びその処理物）

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること。
- ・政令第2条の4第5号ヘ（鉱さい及びその処理物）

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物の含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第5号ト（廃石綿等）
- ・政令第2条の4第5号チ（水銀若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサンを含むばいじん）
- ・政令第2条の4第5号リ（ばいじん又は燃えがら及びその処理物）

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第5号ヌ（廃油及びその処理物）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンの含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第5号ル（汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びその処理物）

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第6号（輸入された廃棄物の焼却に伴って生じ集塵施設で集められたばいじん）
- ・政令第2条の4第7号（輸入された廃棄物の焼却に伴って生じるダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻）
- ・政令第2条の4第8号（輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたダイオキシン類を含む汚泥）
- ・政令第2条の4第9号（輸入された廃棄物のうち集塵施設で集められたばいじん）
- ・政令第2条の4第10号（輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む燃え殻）
- ・政令第2条の4第11号（輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む汚泥）

（参考） 令2条の4第5号に掲げる廃棄物を「特定有害産業廃棄物」という。

**特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び添付書類
チェックリスト**

(申請書関係)

項	目	確認
	申請書は正本 1 部作成されているか。(自らの控えは別途作成してください。)	
	申請者若しくは行政書士が直接来所(行政手続代行または行政手続代理)して申請しているか。 行政手続代行の場合は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、行政書士名を記名して職印が押印されているか。また、行政手続代理の場合は、包括代理を内容とする委任状が添付されているか。 (行政書士法)	
	申請手数料分の秋田県証紙が添付されているか。	
	申請書は定められた様式を使用しているか。(規 10 条の 12 第 1 項)	
	(1) 申請者の住所、氏名等が記載されているか。(氏名の記載については、記名押印又は申請者本人の署名(印鑑不要)のどちらでもよい。)(規 10 条の 12 第 1 項第 1 号)	
事業 範囲	取り扱う特別管理産業廃棄物の種類が全て記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 2 号)	
	取り扱うのは特別管理産業廃棄物のみか。また、保管及び積替えを含むか否か。	
	積替え又は保管を含む場合、その特別管理産業廃棄物の種類が全て記載されているか。	
	施設の能力からみて、取扱いできない廃棄物が含まれていないか。 (規 10 条の 13 第 1 号イ～ホ)	
所 在 地	事務所：業に関する事務を行っている場所が記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 3 号)	
	事業所：事業を行っている場所が記載されているか。(規 10 条の 12 第 1 項第 3 号)	
番 号	既に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可に係る許可番号(許可を申請している場合は、申請年月日)が全て記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 6 号)	
施 設 等	運搬車両の形状、登録番号等を記載しているか。車検証と記載内容が一致しているか。運搬容器を用いる場合はその概要が記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 4 号)	
	その他の飛散流出防止に必要なものがある場合は、その種類及び数量が記載されているか。	
積 替 保 管	積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所の所在地、面積、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び保管の高さが記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 5 号)	
	(2) 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所が記載されているか。(規 10 条の 12 第 1 項第 7 号→規 9 条の 2 第 1 項第 7 号)	
	(3) 申請者が法人である場合には、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員(相談役、顧問を含む)の氏名及び住所が記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 7 号→規 9 条の 2 第 1 項第 8 号)	
	(4) 申請者が法人にある場合において、発行済み株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 7 号→規 9 条の 2 第 1 項第 9 号)	
	(5) 申請者に令 6 条の 10 に規定する使用人がいる場合には、その者の氏名及び住所が記載されているか。 (規 10 条の 12 第 1 項第 7 号→規 9 条の 2 第 1 項第 10 号)	

項	目	確認
1.	事業計画の概要を記載した書類が添付されているか。 [様式第1～5面] (規10条の12第2項→規9条の2第2項第1号)	
(1)	事業の全体計画が記載されているか。	
(2)	収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等は記載されているか。	
(3)	運搬施設の概要は記載されているか。	
(4)	収集運搬業務の具体的な計画は記載されているか。 従業員教育について、廃棄物の性状の確認について、処分先の確認、契約について、廃棄物管理票について、収集運搬業務を行う時間、従業員数(役員及び廃棄物業務に従事する従業員数内訳)及び車両毎の用途等について記載されているか。	
(5)	環境保全措置の概要が記載されているか。 運搬に際し講ずる措置は記載されているか。 積替保管施設において講ずる措置は記載されているか。 その他、環境保全のために講ずる措置は記載されているか。	
2.	事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設付近の見取図を添付しているか。 (規10条の12第2項→規9条の2第2項第1号)	
(1)	運搬車両の正面と側面の写真(運搬車両に係る表示が確認できるもの)を添付しているか。 [様式第6面] (令6条の5第1項第1号→令6条第1項第1号イ・規7条の2の2)	
(2)	特別管理産業廃棄物の収集運搬に適する運搬施設を示す仕様書等の資料を添付しているか。 (耐腐食性、耐衝撃性、保冷性能等の状況を示した書類など) (規10条の13第1号イ～ホ)	
(3)	運搬容器(汚泥、廃油、粉状の物等)の仕様を記載(様式あり)、又、容器の図面又は写真を添付しているか。 [様式第7面] (規10条の13第1号イ～ホ)	
(4)	積替保管施設等の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書(面積、最大保管量、搬出能力、擁壁の安定等)並びに施設付近の見取り図を添付しているか。 (規10条の13第1号ヘ)	
	図面は日本工業規格等の製図の通則に従ったものであるか。	
	設計計算書の計算式、使用数値の根拠、出典等が明確となっているか。	
(5)	特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器、その他の運搬施設を有しているか。 (規10条の13第1号イ～ホ)	
(6)	積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しない措置を講じているか。また、事前協議書の内容と同じか。 (規10の13第1号ヘ)	
3.	施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類を添付しているか。 (規10条の12第2項→規9条の2第2項第3号)	
(1)	自動車車検証の写し(車両が賃貸(貸渡し)の場合、さらに賃貸借契約書等の写しも)を添付しているか。(貸渡業者が(リース業等)が貸渡し関係の許可を得ているか、事前に確認のうえ申請してください。)	
(2)	運搬車両は、他の事業者等と共用しないものであるか。	
(3)	運搬車両の駐車場について、土地登記簿謄本等(土地が賃貸の場合、さらに賃貸契約書等の写しも)及び公図の写しを添付しているか。	
(4)	積替保管施設等がある場合、土地登記簿謄本等(土地が賃貸の場合、さらに賃貸契約書等の写しも)及び公図の写しを添付しているか。	

項 目		確認
4. 当該事業を的確に行うに足る知識及び技能を有することが認められるか。 (規 10 の 13 第 2 号イ)		
(1) 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すると認められる者であることを説明する書類が添付されているか。 (規 10 条の 12 第 2 項→規 9 条の 2 第 2 項第 4 号)		
修了証写し関係	新 規 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物の収集・運搬に関する新規許可講習の修了証の写しが添付されているか。 (注: 申請前 5 年以内に受講しているか)	
	変 更 講習修了者に変更がない限り、直近の新規又は更新申請時に添付した修了証の写しと同じ修了証の写しが添付されているか。 (注: 講習修了者が変更している場合は変更後の修了証を添付)	
	更 新 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物の収集・運搬に関する新規又は更新許可講習の修了証*の写しが添付されているか。 (注: 新規講習の場合は申請前 5 年以内、更新講習の場合は許可期限切れ前 2 年以内に受講しているか)	
	(2) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(除く監査役)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が受講しているか。	
	(3) 申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が受講しているか。	
(4) 講習修了者が事業場の代表者であるときは、それを証明する書類が添付されているか。 (組織図の添付、代表者であること及び代表者の職務内容の証明等が必要となります。)		
5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類が添付されているか。 (銀行の貸し付け決定書等を求める場合もあります。) [様式第 8 面] (規 10 条の 12 第 2 項→規 9 条の 2 第 2 項第 5 号)		
6. 申請者が法人の場合には、直前 3 年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記票(確定申告書に添付のもの)並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し、納税証明書)が添付されているか。 →経理的基礎を確認できない場合(債務超過等)は、勘定科目明細や事業改善計画書(根拠書類含む)、取引状況を記載した書類等の提出を求める場合があります。 (規 10 条の 12 第 2 項→規 9 条の 2 第 2 項第 6 号, 規 10 条の 13 第 2 号ハ)		
7. 申請者が個人の場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(確定申告書の写しでも可の場合あり))が添付されているか。 →必要に応じて、資産に関する調書内容の詳細、事業改善計画書(根拠書類含む)、取引状況を記載した書類等の提出を求める場合があります。 [様式第 9 面] (規 10 条の 12 第 2 項→規 9 条の 2 第 2 項第 7 号、規 10 条の 13 第 2 号ハ)		
8. 申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(現在事項全部証明書等)が添付されているか。 (規 10 条の 12 第 2 項→規 9 条の 2 第 2 項第 8 号)		
9. 申請者が個人の場合には、その住民票の写し(本籍の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないものに限るものとする。以下同じ。)及び精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規 10 条の 12 第 2 項→規 9 条の 2 第 2 項第 9 号)		

項	目	確認
10.	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることの誓約書を添付しているか。 [様式第10面] (規10条の12第2項→規9条の2第2項第10号)	
11.	申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規10条の12第2項→規9条の2第2項第11号)	
12.	申請者が法人の場合には、役員(相談役、顧問、経営に関し、役員と同等以上の権限を有するもの等を含む)の住民票の写し及び精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規10条の12第2項→規9条の2第2項第12号)	
13.	申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には登記事項証明書(法人登記簿謄本))が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規10条の12第2項→規9条の2第2項第13号)	
14.	申請者に令6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規10条の12第2項→規9条の2第2項第14号)	
全体で矛盾はないか。(特に事業計画の矛盾について注意してください。)		

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を取り扱う場合は、次ページもご覧ください。

(備考)

○ 新規申請の場合の留意事項

新法人を設立して申請する場合(納税に関する書類がない場合等)、収支計画書などの経理関係書類を求めることがあります。

○ 更新申請の場合の留意事項

許可更新の場合、添付書類のうち2から3までの書類は、その内容に変更がない限り、添付をする必要がありません。

また、優良事業者に該当するとして更新許可申請を行う場合は、上記以外にも添付書類が必要となります。詳細については、申請先の窓口にご相談下さい。

○ その他の注意事項

- ・許可申請書に添付する各種証明書等(登記されていないことの証明書、法人登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等)は、申請書提出前の3ヶ月以内に発行されたものとしてください。
- ・申請手数料の納付は秋田県証紙でお願いします。秋田県証紙は、各保健所内の「秋田県食品衛生協会支所」でも取り扱っていますので、申請にあたり現金を持参していただいても結構ですが、不在のがありますので事前に確認してください。
- ・必要に応じて、申請後、貸借対照表及び損益計算書の各科目の細目、事業改善計画書(根拠書類を含む)、取引状況を記載した書類等の提出を求め場合があります。

- ・申請を受け付けた場合でも、申請内容等により、不許可となる場合があります。
(例えば、追加提出書類を忌避等により提出しなかった場合、経理内容に著しく問題がある場合、立入検査を拒否又は忌避等している場合、報告や届出の提出を怠っていた、虚偽の報告や届出を行っていた場合など)
- ・精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類として、登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)を添付してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

※ 令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、規：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

以下、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を取り扱う場合

15. 運搬容器の構造図が添付されているか。	(規10の12第3項第1号)	
(1) 高濃度PCB廃棄物を取り扱う場合		
小型容器（個体用及び液体用）、IBC容器（固体用液体用）及びポータブルタンク（固体用及び液体用）は、国連勧告に基づく所要の検査に合格したものであることを示すUNマークが表示されたものか。		
IBC容器又はポータブルタンクを用いる場合は、直近の定期検査又は中間検査に合格したことを証する書類が添付されているか。		
※ IBC容器及びポータブルタンクは、初めて検査を実施した日から5年を超えない時期に定期検査、2年半を超えない時期に中間検査を受けなければなりません。		
漏れ防止型の金属製容器及び漏れ防止型の金属製トレイは、製造者又は改造修理を行った者が実施した設計型式試験、水張り試験及び外観検査の自主検査結果が添付されているか。		
移動タンク貯蔵所は、消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類が添付されているか。		
(2) 低濃度PCB廃棄物のみを取り扱う場合		
低濃度PCB収集運搬ガイドライン第Ⅱ部第3章3.1に掲げる運搬容器を用いているか。		
16. 連絡設備等の概要を記載した書類が添付されているか。	(規10の12第3項第2号)	
PCB廃棄物の収集又は運搬の状況を随時確認するとともに、事故等の緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限とするための電話、無線機、全地球測位システム(GPS)、緊急連絡先を記載した書類等を備え付けることが明記されているか。		
17. 事故時における当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類が添付されているか。	(規10の12第3項第3号)	
運搬中の衝突、火災等の事故に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための保護衣、吸収材等といったPCB廃棄物の流出等を防止する際に用いる器具、消火器等を備え付けること及び応急措置の内容が明記されているか。		
18. 業務に直接従事する者が廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集運搬を的確に行うに足りる十分な知識及び技能を有することが認められるか。	(規10の12第3項第4号)	
(財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会の修了証は添付されているか。(注：直接作業に従事する者が受講をしているか(受講の時期は問いません))		

特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可申請書及び添付書類様式集

様式第十二号(第十条の十二関係)

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
法定代理人(申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等

	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場 の名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管 場 所 の 所 在 地	予定運搬先の名称 及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取扱う特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量(kg)	所有者又は使用者	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用 途	容 量	備 考	

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	従業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号				
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・ 車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ ナンバープレートが確認できること。			
	側 面 写 真	注意事項 ・ 車両の側面（真横）を撮影すること。 ・ 名称等の車体の表示が確認できること。 （既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。）		
		撮影	年	月

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長 期 借 入 金			
短 期 借 入 金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項第2号の規定による同法第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者

住 所

氏 名

(印)

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

別紙 1 （特別管理産業廃棄物収集運搬業）

事業の範囲

取り扱う特別管理 産業廃棄物の種類	積替え又は 保管の有無	取り扱う特別管理産業廃棄物の具体的な性状

（以上、取り扱う特別管理産業廃棄物は産業廃棄物を除く）

- 1 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類は、別表の「特別管理産業廃棄物の種類」を参考とすること。
- 2 積替え保管を行う場合は、積替え保管のための施設が必要です。

別紙 2

事務所及び事業場の所在地について

区 分	詳 細		
事 務 所 事 業 場	所 在 地		
	電話番号		
	業務内容	駐車場	保管施設 積替施設
事 務 所 事 業 場	所 在 地		
	電話番号		
	業務内容	駐車場	保管施設 積替施設
事 務 所 事 業 場	所 在 地		
	電話番号		
	業務内容	駐車場	保管施設 積替施設
事 務 所 事 業 場	所 在 地		
	電話番号		
	業務内容	駐車場	保管施設 積替施設
事 務 所 事 業 場	所 在 地		
	電話番号		
	業務内容	駐車場	保管施設 積替施設

(注意事項)

- 1 事務所、事業場のうち該当するものに○をしてください。
- 2 事務所とは、支店、営業所等のことをいい、事業場は駐車場、保管施設、積替施設のことをいいます。
- 3 事業場に該当する場合は、業務内容の欄の駐車場、保管施設、積替施設のうち該当するものに○をしてください。
- 4 特別管理産業廃棄物収集運搬業については、「積替え保管」、「積替え」の形態は認められていますが、「保管のみ」の形態は認められていません。

別紙 3

事業場の積替え保管施設について
(積替え保管を行う場合のみ添付してください。)

区 分	詳 細		
保管施設 積替施設	所 在 地		
	保管施設 の場合	施設面積	m^2
		保管量上限	m^3
		積み上げ高さ	m
	保管及び積替えする 特別管理産業廃棄物		
保管施設 積替施設	所 在 地		
	保管施設 の場合	施設面積	m^2
		保管量上限	m^3
		積み上げ高さ	m
	保管及び積替えする 特別管理産業廃棄物		
保管施設 積替施設	所 在 地		
	保管施設 の場合	施設面積	m^2
		保管量上限	m^3
		積み上げ高さ	m
	保管及び積替えする 特別管理産業廃棄物		

(注意事項)

- 1 保管施設、積替施設のうち該当するものに○をしてください。
- 2 特別管理産業廃棄物収集運搬業については、「積替え保管」、「積替え」の形態は認められていますが、「保管のみ」の形態は認められていません。

別紙 4

車両毎の用途			
車の種類 (車両の形状)	運搬する 特別管理 産業廃棄物	具体的な用途	飛散流出防止措置

付) 書ききれない場合は、この用紙をコピーしてご使用ください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可申請書及び添付書類様式集
[記入例]

様式第十二号(第十条の十二関係)

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) 秋田県知事	
申請者	
住 所 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号	
氏 名 株式会社秋田産廃	
代表取締役 秋田 太郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	別紙 1 のとおり
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 電話番号 別紙 2 のとおり
	事務所 電話番号 別紙 2 のとおり
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画の概要のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙 3 のとおり
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	〇〇県	〇〇〇〇〇△△△△△△
	〇〇県	〇〇年△△月××日申請
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称	住 所	
かぶしきがいしやあきた さんばい 株式会社秋田産廃	秋田県秋田市山王四丁目1番1号	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
秋田 太郎	昭和20年4月1日	秋田県秋田市山王四丁目1番
	代表取締役	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号
大館 次郎	昭和21年5月1日	秋田県大館市〇〇町〇番
	取締役	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号
本荘 花子	昭和22年6月1日	秋田県由利本荘市〇〇町〇番
	監査役	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号
横手 三郎	昭和23年7月1日	秋田県横手市〇〇町〇番
	顧問	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	200,000 株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
秋田 太郎	昭和20年 4月1日	100,000	秋田県秋田市山王四丁目1番	
		50%	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	
大館 次郎	昭和21年 5月1日	50,000	秋田県大館市〇〇町〇番	
		25%	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
秋田 一郎	昭和50年4月1日	秋田県秋田市山王四丁目1番	
	秋田支店長	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は排水処理施設、ビルの環境衛生設備の設計、設置、管理、メンテナンス、それに付帯する事業を主体として行って参りました。今般の廃棄物処理法の改正や事業者のISO14000シリーズ取得の動きにより、事業者数社から今まで他社に委託を行っていた特別管理産業廃棄物について、今後の管理上の問題から施設管理を行う当社に依頼したい旨の話があり、今後とも管理契約等を継続するためには特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取得が不可欠となったことから今回、申請を行うものであります。

2. 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等

	特別管理 産業廃棄 物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場 の名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	1号廃油	1m ³ /月 予定	廃灯油	△△△(株) 秋田市山王○丁目○	積替保管なし	(株) □□○○ 秋田県○○市○○町1
2	2号廃酸	0.1m ³ /月 予定	廃硫酸 検査廃液	△△△分析(株) 秋田市向浜○丁目○	積替保管なし	(株) □□○○ 秋田県○○市○○町1
3	3号廃アルカリ	0.1 m ³ /月 予定	検査廃液	△△△分析(株) 秋田市向浜○丁目○	積替保管なし	(株) □□○○ 秋田県○○市○○町1
4	4号感染性産業廃棄物(汚泥)	10kg/月予定	凝固した廃血液	○×病院 秋田市土崎港○丁目	別紙3参照	(有) ○△○ 秋田県○○市○○町1
5	4号感染性産業廃棄物(廃酸)	10kg/月予定	ホルマリン廃液	○×病院 秋田市土崎港○丁目	別紙3参照	(有) ○△○ 秋田県○○市○○町1
6	4号感染性産業廃棄物(廃アルカリ)	10kg/月予定	血液検査廃液	○×病院 秋田市土崎港○丁目	別紙3参照	(有) ○△○ 秋田県○○市○○町1
7	4号感染性産業廃棄物(金属くず)	10kg/月予定	廃医療器具	○×病院 秋田市土崎港○丁目	別紙3参照	(有) ○△○ 秋田県○○市○○町1
8	5号ト 廃石綿	1 t/月予定	建築現場から発生 する廃石綿	秋田市内解体現場	積替保管なし	○○保全センター 秋田県○○市○○町
9	5号ヌ(2) 廃油	1m ³ /月 予定	クリーニング*店か ら発生する廃 油	○○クリーニング* 秋田市土崎港○丁目	積替保管なし	(株) □□○○ 秋田県○○市○○町1
10						

備考 取扱う特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量(kg)	所有者又は使用者	備 考
1	タンク車	秋田 800 あ〇〇□□	9, 6 0 0	(株)秋田産廃	
2	バン	秋田 40 ろ 〇□□	1, 5 0 0	(株)秋田産廃	
3	キャブオーバー	秋田 10 て〇〇□□	1 0, 7 5 0	(株)秋田産廃	
4	ダンプ	秋田 100 き〇〇〇〇	4, 0 0 0	(株)秋田産廃	
5	冷蔵冷凍車	秋田 45 ろ △△△	2, 2 0 0	(株)秋田産廃	
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		秋田県秋田市山王4丁目1番1号			
駐車場の所在地		秋田県由利本荘市水林△番地 ほか2か所(別紙2参照) ※付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用 途	容 量	備 考	
ケミカルドラム		1号廃油、 5号ヌ廃油	2 0 0 L	1 0 個	
防水シート		5号ト廃石綿	1mm×10m×10m	4 枚	

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

別紙3のとおり（積替・保管施設がある場合）

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

1. 従業員教育について

特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る講習を修了した役員などが従業員に対し、月1回特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する社内講習を実施し、廃棄物処理法や労働基準法等について周知徹底を図る。また、社内講習を受講した社員のみを業務に従事させることとする。

2. 廃棄物の性状の確認について

(a) 契約時に当該特別管理産業廃棄物の発生工程、使用物質、生成物質、有害物質の含有の有無について、当該特別管理産業廃棄物の分析結果や排出事業者から文書および口頭により詳細な説明を受け、その内容を記録することにより確認する。

当社で取り扱いが不可能な特別管理産業廃棄物は許可違反になるのでお断りする。

(b) 社内講習を受講した社員が、収集時に当該廃棄物の確認を行い、契約で示された特別管理産業廃棄物でない場合は、収集を行わず後日協議を行うことにする。従業員が確認できない廃棄物については、講習修了者が出向き確認し、判断する。講習修了者でも判断できないものは収集を行わないこととする。

3. 処分先の確認について

委託を受けた特別管理産業廃棄物は排出事業者より指示された業者へ搬入するが、搬入前に特別管理産業廃棄物処分業者の許可の有無や産業廃棄物処理施設等の管理状況等を自らも確認した上で搬入することとする。

搬入を指示された業者が、取り扱い品目等に問題がある場合には、排出事業者と協議の上、適正な業者へ運搬を変更することとし、不適正処理の防止に務める。

4. 契約について

(a) 委託契約締結前に排出事業者より必ず当該特別管理産業廃棄物について確認し、運搬が可能か確認する。

(b) 委託契約締結前に、運搬予定先（処分先）の状況を確認し、問題がある場合は契約をしない。

(c) 委託契約は、法に基づき書面により行い、排出事業者と2者契約する。

(d) 委託契約書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める事項を盛り込む。

(e) 廃棄物処理法や道路運送車両法、消防法等の法に違反するような委託契約は締結しない。

5. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

(a) 委託された特別管理産業廃棄物収集時に排出事業者より産業廃棄物管理票を受け取り、委託契約内容と産業廃棄物管理票内容と実際に運搬を行う特別管理産業廃棄物の内容との一致を確認する。一致していない場合や産業廃棄物管理票の様式が所定のものでない場合、産業廃棄物管理票の必要事項に記入漏れのある場合など問題がある場合は収集を中止し、排出事業者にその旨を伝える。

(b) 問題なく収集運搬を行える場合、運搬前に産業廃棄物管理票の「排出事業者保存票」を排出事業者に渡した後運搬を行う。

(c) 処分先へ搬入時に、排出事業者への返送票（運搬終了票）と当社控えを除いた残りの産業廃棄物管理票を処分先の事業者（特別管理産業廃棄物処分業者）に渡す。

(d) 処分先への運搬終了後は、産業廃棄物管理票の「運搬終了票」を排出事業者に渡す。

この時、当社で積替保管を行った後、処分先へ運搬した特別管理産業廃棄物については、備考欄にその旨と保管期間を記載する。

(e) 処分先からの「処分終了票」の返送の有無を確認し、搬入後15日以上たっても返送がない場合は、処分先に直接行き、確認する。

(f) 管理票は5年間保存する。

6. 許可証の携帯について

収集運搬車両に許可証の写しを携帯し、特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う。

7. 車両毎の用途

別紙4のとおり

8. 収集運搬業務を行う時間等について

(a) 休業日 毎土、日曜日

(b) 営業時間 7:00から20:00まで

（運転手は7:00から17:00まで、作業員は12:00から20:00まで主に業務を行っている。）

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	従業員	その他	合 計
4 人	1 人	0 人	6 人 (1名役員 兼ねる)	6 人 (1名役員 兼ねる)	8 人	1 人	24 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（1）運搬に際し講ずる措置

- ① 取り扱う特別管理産業廃棄物の取り扱い方法を運転者に周知徹底する。
- ② 取り扱う特別管理産業廃棄物の危険性について記載した書類を当該特別管理産業廃棄物を運搬時に車両運転席専用ボックス内に置く。
- ③ 長時間運転を避けるように運搬経路毎に休憩地点を設定する。
- ④ 運転者には所定の作業服、作業靴の着用を義務づける。
- ⑤ 運転者に車両の運行前点検、運搬容器や飛散流出防止用の防水シート等の作業器具等の点検を義務づける。
- ⑥ 月に1度荷姿を他の運転者にも確認してもらうことにより、技術及び意識向上を行う。
- ⑦ 事故時の対応のために運転者に救急訓練講習を年2回行う。
- ⑧ 運転者毎に廃棄物処理法の解説本を配布し、運転時に携帯させる。
- ⑨ 車両毎、取り扱う特別管理産業廃棄物毎の具体的な飛散流出防止措置は別紙4「車両毎の用途」による。

（2）積替え又は保管施設において講ずる措置

積替保管は、積み卸し、積み込み、保管ともすべて建築確認を受けた建屋内で行う。積替保管する特別管理産業廃棄物は、容器による搬出入のため、廃棄物の流出はない。保管庫内搬入時の流出事故時のため、建屋内に勾配を設け、流出物洗浄水を緊急汚水ますに集める。

回収した流出物洗浄水等は感染性廃棄物として、本来搬出する予定である処分業者へ搬出し適正処理する。流出物回収後は薬物消毒を行う。

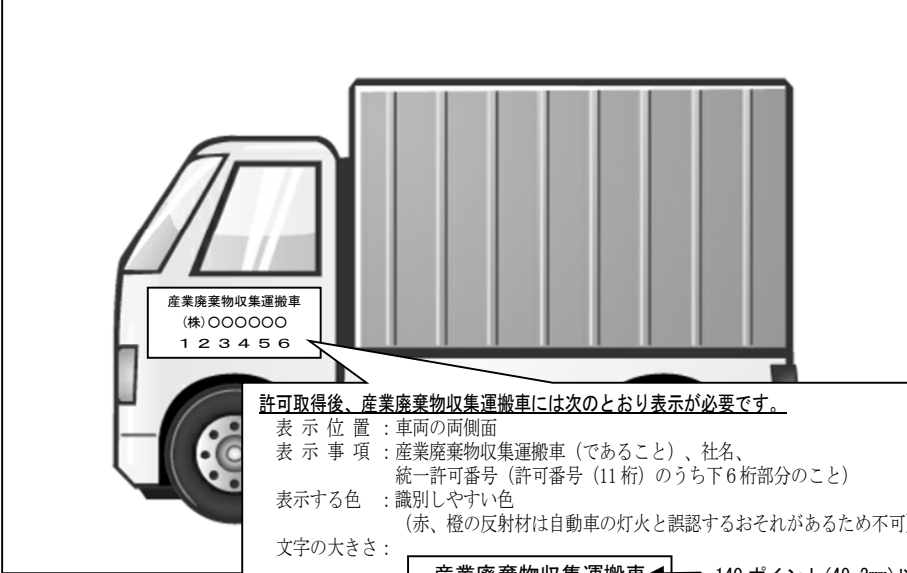
使用薬物はすべて回収し、適正に処理できる処分業者へその処理を委託する。

（3）その他

役員及び従業員が衛生管理者、危険物取扱者、一般毒物劇物取扱者の資格取得、特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会等を受講することにより、特別管理産業廃棄物全搬についての意識の向上を図る。

(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号	秋田45〇1234						
前面 写真	 <u>自動車登録番号がはっきりと確認できること</u>						
	 許可取得後、産業廃棄物収集運搬車には次のとおり表示が必要です。 表示位置：車両の両側面 表示事項：産業廃棄物収集運搬車（であること）、社名、統一許可番号（許可番号（11桁）のうち下6桁部分のこと） 表示する色：識別しやすい色 （赤、橙の反射材は自動車の灯火と誤認するおそれがあるため不可） 文字の大きさ： <table border="1" data-bbox="778 1742 1361 1827"><tr><td>産業廃棄物収集運搬車</td><td>← 140ポイント(49.2mm)以上</td></tr><tr><td>(株)〇〇〇〇〇〇</td><td rowspan="2">} ← 90ポイント(31.6mm)以上</td></tr><tr><td>123456</td></tr></table> 表示方法：車体への塗装、マグネットシートなど			産業廃棄物収集運搬車	← 140ポイント(49.2mm)以上	(株)〇〇〇〇〇〇	} ← 90ポイント(31.6mm)以上
産業廃棄物収集運搬車	← 140ポイント(49.2mm)以上						
(株)〇〇〇〇〇〇	} ← 90ポイント(31.6mm)以上						
123456							
	撮影	〇〇年 〇〇月 〇〇日					

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	24,500	
	土 地	購入費 6,000
	事 務 所	造成費 2,500 建設費 5,000
	収集運搬車両	購入費 (タンク車、バン) 4,000
	積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000
	看板制作費	400
	事務費	600
調 達 方 法	自 己 資 金	5,000
	借 入 金	19,500
	(借入先名) ○×銀行	19,000
	△□銀行	500
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
〇〇年〇〇月〇〇日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3, 0 0 0
有価証券	㈱○×の株式	1, 0 0 0株	1 0 0
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地、 駐車場土地	1 1 0 m ²	2 0, 0 0 0
建 物	自 宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			3 8, 1 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	○×銀行		1 9, 0 0 0
短期借入金	△□銀行		5 0 0
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項第2号の規定による第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 秋田県知事

申請者

住 所 秋田県秋田市山王4丁目1番1号

氏 名 株式会社 秋田産廃
代表取締役 秋田太郎 (代表者印)

別紙 1 （特別管理産業廃棄物収集運搬業）

事業の範囲

取り扱う特別管理 産業廃棄物の種類	積替え又は 保管の有無	取り扱う特別管理産業廃棄物の具体的な性状
政令第2条の4第1 号廃油	無	引火点70℃未満の廃灯油等
政令第2条の4第2 号廃酸	無	検査等により発生する廃硫酸、廃硝酸等
政令第2条の4第3 号廃アルカリ	無	検査等により発生する廃水酸化ナトリウム溶液等
政令第2条の4第4 号感染性産業廃棄物 である汚泥	有	凝固した廃血液、病理検査室排水の処理施設から発生する汚泥
政令第2条の4第4 号感染性産業廃棄物 である廃酸	有	病理検査室からのホルマリン等
政令第2条の4第4 号感染性産業廃棄物 である廃アルカリ	有	凝固していない廃血液、血液検査廃液等
政令第2条の4第4 号感染性産業廃棄物 である金属くず	有	廃血液等が付着したメス、注射針等（混合物）
政令第2条の4第5 号ト 廃石綿	無	建築現場から発生する廃石綿
政令第2条の4第5 号ヌ（2）廃油	無	クリーニング業から発生するテトラクロロエチレン含有洗浄油

（以上、取り扱う特別管理産業廃棄物は産業廃棄物を除く）

- 1 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類は、別表の「特別管理産業廃棄物の種類」を参考とすること。
- 2 積替え保管を行う場合は、積替え保管のための施設が必要です。

別紙 2

事務所及び事業場の所在地について

区 分	詳 細	
事務所 事業場	所在地	秋田県秋田市山王4丁目1番1号
	電話番号	018-△△△-△△△△
	業務内容	駐車場 保管施設 積替施設
事務所 事業場	所在地	秋田県由利本荘市水林△番地
	電話番号	0187-63-△△△△
	業務内容	駐車場 保管施設 積替施設
事務所 事業場	所在地	秋田県能代市御指南町○番○地
	電話番号	0185-52-○○○○
	業務内容	駐車場 保管施設 積替施設
事務所 事業場	所在地	
	電話番号	
	業務内容	駐車場 保管施設 積替施設
事務所 事業場	所在地	
	電話番号	
	業務内容	駐車場 保管施設 積替施設

(注意事項)

- 1 事務所、事業場のうち該当するものに○をしてください。
- 2 事務所とは、支店、営業所等のことをいい、事業場は駐車場、保管施設、積替施設のことをいいます。
- 3 事業場に該当する場合は、業務内容の欄の駐車場、保管施設、積替施設のうち該当するものに○をしてください。
- 4 特別管理産業廃棄物収集運搬業については、「積替え保管」、「積替え」の形態は認められていますが、「保管のみ」の形態は認められていません。

別紙 3

事業場の積替え保管施設について
(積替え保管を行う場合のみ添付してください。)

区 分	詳 細		
保管施設 積替施設	所 在 地	秋田県秋田市山王4丁目1番1号	
	保管施設 の場合	施設面積	15 m ²
		保管量上限	30 m ³
		積み上げ高さ	2.0 m
	保管及び積替えする 特別管理産業廃棄物		感染性廃棄物である汚泥、廃酸、廃アルカリ、 金属くず
保管施設 積替施設	所 在 地		
	保管施設 の場合	施設面積	m ²
		保管量上限	m ³
		積み上げ高さ	m
	保管及び積替えする 特別管理産業廃棄物		
保管施設 積替施設	所 在 地		
	保管施設 の場合	施設面積	m ²
		保管量上限	m ³
		積み上げ高さ	m
	保管及び積替えする 特別管理産業廃棄物		

(注意事項)

- 1 保管施設、積替施設のうち該当するものに○をしてください。
- 2 特別管理産業廃棄物収集運搬業については、「積替え保管」、「積替え」の形態は認められていますが、「保管のみ」の形態は認められていません。

別紙 4

車両毎の用途			
車の種類 (車両の形状)	運搬する 特別管理 産業廃棄物	具体的な用途	飛散流出防止措置
タンク車	1号 廃油	空調機のエアークリーナの洗浄によって生じた廃灯油を (株) □□〇〇へ運搬する	消防法で定められている方法と同様の飛散流出防止措置を行う。
	5号ヌ 廃油	クリーニング店で発生した廃油を(株) □□〇〇へ運搬する。	同上
バン	2号 廃酸 3号 廃アルカリ	△△△分析(株) から発生する検査廃液をポリエチレン製容器に入れ、(有) ○△〇へ運搬する。	バン荷台の底面、側面も耐食用の特殊処理を施す。 消防法の危険物取扱に準じた措置を行う。
冷蔵 冷凍車	4号 感染性 廃棄物	○×病院でバイオハザードマークのついた専用のプラスチック容器に入れたものを本荘市にある積替保管施設(冷蔵施設)へ搬入し、1週間分をまとめて(有) ○△〇へ運搬する。	車内を専用容器用に区割りし、転倒しないようにする。 作業終了後には、殺菌剤により殺菌を行う。
キャブ オーバー	5号ト 廃石綿	建築物の解体時に排出される廃石綿を防塵フレキシブルコンテナに入れ、〇〇保全センターに搬入する。	収集に関しては、大気汚染防止法、労働関係法令等を遵守するように作業を行う。 運搬は耐水性の専用プラスチック製の袋に二重に梱包した上に防水シートを掛ける。

付) 書ききれない場合は、この用紙をコピーしてご使用ください。